

2024年1月

敬和学園大学

## 「令和6年能登半島地震」特別措置実施要領（志願者または入学者向け）

「令和6年能登半島地震」により被災した志願者または入学者への特別措置について

### 1. 対象者

「令和6年能登半島地震」により被災し、経済的に修学が困難な2024年度本学入学志願者および入学者。

### 2. 特別措置の内容

#### （1）入学検定料の免除

「令和6年能登半島地震」による被災の事実を証明できる志願者または入学者に対し、入学検定料を免除する。

#### （2）入学金・授業料の減免

「令和6年能登半島地震」による被災により、以下の①～⑤のいずれかに該当する場合に、表1に記載の措置を行う。

- ① 学生もしくは主たる家計支持者の住宅が損壊し、罹災証明書が発行できる場合（表1の①、④、⑥、⑦参照）。なお、罹災証明書の発行は後日でも可。
  - ② 主たる家計支持者が死亡もしくは行方不明（出願日現在）の場合（表1の②参照）。
  - ③ 主たる家計支持者の勤務先や自営店舗などが地震の影響を受け、休業もしくは操業自粛・出荷停止・作付け不能などとなり、収入・所得が地震前より大幅に下回ると予測される場合（表1の③、⑤、⑧参照）。
  - ④ 主たる家計支持者が、政府や自治体からの避難指示・要請もしくは自主避難により勤務ができないため、収入・所得が地震前を大幅に下回ると予測される場合（表1の③、⑤、⑧参照）。
  - ⑤ その者の主たる家計支持者が、被災による疾病や怪我により勤務できないため、収入・所得が地震前より大幅に下回ると予測される場合（表1の③、⑤、⑧参照）。
- ※上記①～⑤は重複して適用しない。また、他の学費減免措置と重複して減免は行わない

(表1)

区 分	減 免 内 容
①自宅全壊（大規模半壊を含む） ②死亡・行方不明 ③収入・所得の減少（50%以上）	入学金（230,000円）および 授業料全額（690,000円）免除 ※授業料の免除期間は最短修業年限（2024年度前期より）
④自宅半壊 ⑤収入・所得の減少（30%以上 50%未満）	入学金（230,000円）および 授業料半額（345,000円）免除 ※授業料の免除期間は最短修業年限（2024年度前期より）
⑥自宅一部損壊 ⑦自宅床上浸水 ⑧収入・所得の減少（10%以上 30%未満）	入学金（230,000円）および 授業料3分の1（230,000円）免除 ※授業料の免除期間は1年（2024年度前期より）

ただし、前項の規定に関わらず、申請時における主たる家計支持者の収入が、下表に定める基準額以上の場合は、申請資格がないものとする。

《主たる家計支持者の家計基準》

給与所得者	8,410,000円
給与所得者以外	3,550,000円

(3) 学納金の延納

対象者で学納金の延納を希望する場合は、個別に対応する。

(4) 減免措置の継続基準（2年次以降）

(1)の(表1)の①～⑤に該当するもので、学納金の減免措置の継続を希望する者については下記の手続によりその可否を決定する。

継続審査	継続を希望する者は、次の書類を提出の上、審査を受けるものとする。 ① 主たる家計支持者を含む世帯全員の所得を証明する書類。 ② その他必要とする書類。
継続基準	次の基準を原則として、総合的に継続の可否を決定する。 ① 成績基準として、前年度の GPA が 1.0 以上で標準修得単位数の 70% 以上を修得。 ② 継続年次の収入・所得の状況が、入学年次（または前年度）に比較し改善が見込まれない場合は、当初適用の特別措置を継続する。 ③ 継続年次の収入・所得の状況が、入学年次（または前年度）に比較し改善が見込まれる場合は、その程度により当初適用の特別措置を中断または変更することがある。

(5) 上記の特別措置は、編入学生、秋季入学生にも適用する。

(6) 2025年度以降の入学生の特別措置については、別途検討する。

### 3. 提出書類

- (1) 入学検定料免除（返還）申請書
- (2) 入学金・授業料等減免（返還）申請書
- (3) 罹災証明書
- (4) 所得課税証明書

以上

敬和学園大学 広報入試課

新潟県新発田市富塚 1270 (〒957-8585)

TEL. 0120-26-3637 (フリーダイヤル)

FAX. 0254-26-3996

メール nyushi@keiwa-c.ac.jp

ホームページ <https://www.keiwa-c.ac.jp>